

# 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

運動療育クラブゆかりは、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

## 1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル、社内規程および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取組みを行う。

## 2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

### （1）平當時の対策

- ① 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- イ) 感染対策委員会は概ね3ヵ月に1回開催し、その結果について、従業員に周知徹底する。また感染症の流行時には随時開催する。
- ロ) 感染症委員会の構成メンバーについては別紙にて委員会名簿を作成する。

- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。

また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

- イ) 利用者の健康管理  
ロ) 職員の健康管理  
ハ) 標準的な感染予防策  
ニ) 衛生管理

- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員対象に年2回以上の「研修」（含む入職時）を定期的に実施する。

- ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的に実施する。

- ⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課

題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

## (2) 発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルに従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- ② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
  - イ) 消毒
  - ロ) ケアの実施内容・実施方法の確認
  - ハ) 濃厚接触者への対応など
- ③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。
  - イ) 医療機関： 南波クリニック 南波正敦 医師 072-276-1101
  - ロ) 保健所： 堺市保健所 感染症対策課 072-222-9933
  - ハ) 指定権者： 堺市
- ④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、以下の「関係者への連絡」をすみやかに行なう。
  - イ) 社内：代表者 廣瀬 直子 080-3810-4831
  - ロ) 利用者家族： 氏名・連絡先 別紙参照

## <変更・廃止手続>

本方針の変更および廃止は、委員会の決議により行なう。

## <附則>

本方針は、2024年4月1日から適用する。